



平成27年5月19日

各 位

会 社 名 積水化成品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 柏原正人
(コード番号 4228 東証第1部)
問 合 せ 先 管理本部総務部長 竹腰 浩次郎
電話番号 (06)6365-3014

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月23日開催予定の第71回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「道路運送業法」が改正され、「貨物自動車運送事業法」として施行されていることに伴い、現行定款第2条（目的）について、所要の変更を行うものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第29条（社外取締役の責任免除）および第37条（社外監査役の責任免除）について、所要の変更を行うものであります。なお、第29条の変更に关しましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の事業を営むをもって目的とする。</p> <p>1. ～5. (条文の記載省略)</p> <p>6. <u>道路運送業法</u>による特定貨物自動車運送業。</p> <p>7. ～9. (条文の記載省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の事業を営むをもって目的とする。</p> <p>1. ～5. (現行どおり)</p> <p>6. <u>貨物自動車運送事業法</u>による特定貨物自動車運送業。</p> <p>7. ～9. (現行どおり)</p>
<p>(<u>社外取締役</u>の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>取締役</u>の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役</u>の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月23日(火曜日)

定款変更の効力発生日

平成27年6月23日(火曜日)

以 上